パリ協定の説明書

外務省

目　次

ページ

一　概説……一
1　協定の成立経緯……一
2　協定締結の意義……一
3　協定締結により我が国が負うこととなる義務……二
4　早期国会承認が求められる理由……二
二　協定の内容……三
1　定義……三
2　目的……三
3　一般規定……三
4　緩和……三
5　吸収源及び貯蔵庫……四
6　市場及び非市場の取組……四
7　適応……四
8　損失及び損害……五
9　資金……五
10　技術開発及び技術移転……五
11　能力の開発……六
12　教育、訓練、啓発、公衆の参加及び情報の公開……六
13　透明性……六

14　世界全体としての実施状況の検討……七
15　実施及び遵守を促進するための制度……七
16　組織規定……七
17　最終条項……八
三　協定の実施のための国内措置……八
（参　考）……九

一　概説

1　協定の成立経緯

(1)　気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「条約」という。）は、大気中の温室効果ガスの濃度の増加による気候変動に対処するための国際的な枠組みを定めること等を内容とするものである。条約は、温室効果ガスの排出削減について具体的な数値等による義務を定めていないことから、条約の附属書Ⅰに掲げる締約国（先進締約国及び市場経済への移行の過程にある締約国）の約束を強化するための検討が進められ、平成九年（千九百九十七年）十二月十一日、京都で開催された条約の締約国会議第三回会合において、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「議定書」という。）が採択された。

(2)　議定書により、条約の附属書Ⅰに掲げる締約国は、平成二十年（二千八年）から平成二十四年（二千十二年）までの五年間において数量化された約束に従って温室効果ガスの排出を抑制し、又は削減する義務を負うこととなったが、開発途上締約国からの排出量の増加等により、現在では、排出削減義務を負わない締約国の排出量が世界全体の排出量の多くを占めている。これを踏まえ、実効的な気候変動対策のため、条約の締約国会議第十七回会合において、全ての締約国に適用される法的文書を作成するための強化された行動のためのダーバン・プラットフォーム特別作業部会を設置することが決定された。この決定に従い、同特別作業部会において交渉が進められ、平成二十七年（二千十五年）十二月十二日、フランスのパリで開催された条約の締約国会議第二十一回会合において、全ての締約国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして、この協定が採択された。

(3)　我が国は、平成二十八年（二千十六年）四月二十二日にアメリカ合衆国のニューヨークで開催された署名式において、この協定に署名を行った。

2　協定締結の意義

この協定は、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的として、緩和、適応、支援及び透明性に係る取組、世界全体としての実施状況の検討等について定めるものである。我が国がこの協定を締結することは、気候変動に対処するための我が国の取組を一層推進するとともに、この分野での国際的な取組に積極的に貢献するとの見地から極めて有意義であると認められる。

3　協定締結により我が国が負うこととなる義務

この協定の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1)　気候変動に対する世界全体での対応に向けた自国が決定する貢献（以下「国が決定する貢献」という。）を作成し、五年ごとに通報し、及び維持すること。当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行すること。

(2)　国が決定する貢献の通報に際し、明確性、透明性及び理解のために必要な情報を提供すること。

(3)　国が決定する貢献の計算を行うこと。人為的な排出量及び除去量の計算を行うに際しては、環境の保全、透明性、正確性、完全性、比較可能性及び整合性を促進し、並びに二重の計上の回避を確保すること。

(4)　開発途上締約国のために提供され、及び公的な関与を通じて動員された支援に関する透明性及び一貫性のある情報を二年ごとに提供すること。

(5)　技術開発及び技術移転に関する協力的な行動を強化すること。

(6)　開発途上締約国の能力の向上の取組における能力の開発に関する行動又は措置について定期的に通報すること。

(7)　温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録に係る報告書並びに国が決定する貢献の実施及び達成における進捗状況を追跡するために必要な情報を定期的に提供すること。

(8)　開発途上締約国に提供される資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援についての情報を提供すること。

(9)　資金に係る規定に基づく努力並びに国が決定する貢献の実施及び達成に関する進捗状況についての促進的な多数国間の検討に参加すること。

4　早期国会承認が求められる理由

この協定の国際社会全体による早期の実施は、世界全体としての温室効果ガスの排出削減の観点から極めて重要である。よって、我が国としてこの協定を早期に締結することを通じて、このための着実な努力に貢献することが望ましい。

なお、平成二十八年（二千十六年）五月に、我が国が議長国として取りまとめたG7伊勢志摩首脳宣言においても、G7がこの協

定の同年中の発効という目標に向けて取り組みつつ、この協定の可能な限り早期の批准、受諾又は承認のために必要な措置をとることにコミットするとされている。

二　協定の内容

この協定は、前文、本文二十九箇条及び末文から成り、その概要は、次のとおりである。

1　定義（第一条）

「条約」、「締約国会議」及び「締約国」について定義している。

2　目的（第二条）

この協定は、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続すること等により、気候変動の脅威に対する世界全体での対応を強化することを目的とする。

3　一般規定（第三条）

全ての締約国は、気候変動に対する世界全体での対応に向けた国が決定する貢献に関し、第四条、第七条、第九条から第十一条まで及び第十三条に定める野心的な努力に取り組み、並びにその努力を通報する。

4　緩和（第四条）

(1)　締約国は、今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成するために、世界全体の温室効果ガスの排出量ができる限り速やかにピークに達すること及びその後は利用可能な最良の科学に基づいて迅速な削減に取り組むことを目的とする。

(2)　各締約国は、自国が達成する意図を有する累次の国が決定する貢献を作成し、通報し、及び維持する。締約国は、当該国が決定する貢献の目的を達成するため、緩和に関する国内措置を遂行する。

(3)　各締約国による累次の国が決定する貢献については、各締約国によるその直前の国が決定する貢献を超える前進を示し、及び各締約国のできる限り高い野心を反映するものとなる。

(4) 全ての締約国は、国が決定する貢献の通報に際し、明確性、透明性及び理解のために必要な情報を提供する。

(5) 各締約国は、国が決定する貢献を五年ごとに通報する。

(6) 締約国が通報する国が決定する貢献については、事務局が管理する公的な登録簿に記録する。

(7) 締約国は、国が決定する貢献の計算を行う。締約国は、国が決定する貢献に関し、人為的な排出量及び除去量の計算を行うに際しては、環境の保全、透明性、正確性、完全性、比較可能性及び整合性を促進し、並びに二重の計上の回避を確保する。

(8) 全ての締約国は、温室効果ガスについて低排出型の発展のための長期的な戦略を立案し、及び通報するよう努力すべきである。

5 吸収源及び貯蔵庫（第五条）

締約国は、温室効果ガスの吸収源及び貯蔵庫（森林を含む。）を保全し、及び適当な場合には強化するための行動をとるべきである。

6 市場及び非市場の取組（第六条）

(1) 締約国は、一部の締約国が、国が決定する貢献の実施に際し、緩和及び適応に関する行動を一層野心的なものにすることを可能にし、並びに持続可能な開発及び環境の保全を促進するため、任意の協力を行うことを選択することを認識する。

(2) 締約国は、国際的に移転される緩和の成果を国が決定する貢献のために利用することを伴う協力的な取組に任意に従事する際には、確固とした計算方法を適用する。

(3) 温室効果ガスの排出に係る緩和に貢献し、及び持続可能な開発を支援する制度を、締約国が任意で利用するため、この協定により、設立する。当該制度は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が指定する機関の監督を受けるものとする。

(4) この協定により、持続可能な開発のための非市場の取組に関する枠組みを定める。

7 適応（第七条）

(1) 締約国は、この協定により、気候変動への適応に関する能力の向上並びに気候変動に対する強靱（じん）性の強化及びぜい弱性の減少という適応に関する世界全体の目標を定める。

(2) 締約国は、適応に関する行動の強化についての協力を拡充すべきである。

(3) 各締約国は、適当な場合には、適応に関する計画の作成の過程及び行動の実施に関与する。

(4) 各締約国は、適当な場合には、適応に関する情報を定期的に提出し、及び更新すべきである。

(5) 適応に関する情報については、事務局が管理する公的な登録簿に記録する。

8 損失及び損害（第八条）

締約国は、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害に関し、協力及び促進に基づき、適当な場合には、例えばワルシャワ国際制度を通じ、理解を増進し、並びに行動及び支援を強化すべきである。

9 資金（第九条）

(1) 先進締約国は、条約に基づく既存の義務を継続するものとして、緩和及び適応に関し、開発途上締約国を支援するため、資金を供与する。

(2) (1)に規定する支援について、他の締約国は、任意に、提供すること又は引き続き提供することが奨励される。

(3) 先進締約国は、多様な資金源及び経路から並びに多様な手段により気候に関する資金を動員することに引き続き率先して取り組むべきである。そのような気候に関する資金の動員については、従前の努力を超える前進を示すものとすべきである。

(4) 規模を拡大して行われる資金の供与については、適応と緩和との間の均衡を達成することを目的とすべきである。

(5) 先進締約国は、適当な場合には、(1)及び(3)の規定に関連する情報であって、定量的及び定性的に示されるものを二年ごとに通報する。資金を供与する他の締約国は、任意に当該情報を二年ごとに通報することが奨励される。

(6) 先進締約国は、開発途上締約国のために提供され、及び公的な関与を通じて動員された支援に関する透明性及び一貫性のある情報を二年ごとに提供する。他の締約国は、同様に当該情報を提供することが奨励される。

(7) 条約の資金供与の制度（運営組織を含む。）は、この協定の資金供与の制度としての役割を果たす。

10 技術開発及び技術移転（第十条）

(1) 締約国は、技術開発及び技術移転に関する協力的な行動を強化する。

(2) 条約に基づいて設立された技術に関する制度は、この協定のためにその役割を果たす。

(3) この協定により、技術に関する制度における活動に包括的な指針を与える技術に関する枠組みを設定する。

(4) イノベーションを加速し、奨励し、及び可能にすることは、気候変動に対する効果的及び長期的な世界全体での対応並びに経済成長及び持続可能な開発の促進のために不可欠である。

11 能力の開発（第十一条）

(1) 全ての締約国は、この協定を実施するための開発途上締約国の能力を向上させるために協力すべきである。先進締約国は、開発途上締約国における能力の開発に関する行動に対する支援を強化すべきである。

(2) この協定を実施するための開発途上締約国の能力の向上に取り組む全ての締約国は、その取組における能力の開発に関する行動又は措置について定期的に通報する。開発途上締約国は、この協定を実施するための能力の開発に関する計画、政策、行動又は措置の実施に関する進捗状況を定期的に通報すべきである。

12 教育、訓練、啓発、公衆の参加及び情報の公開（第十二条）

締約国は、気候変動に関する教育、訓練、啓発、公衆の参加及び情報の公開を強化するための措置のこの協定に基づく行動の強化における重要性を認識しつつ、適当な場合には、当該措置をとることについて協力する。

13 透明性（第十三条）

(1) この協定により、行動及び支援に関する強化された透明性の枠組みであって、締約国の異なる能力を考慮し、及び全体としての経験に立脚した内在的な柔軟性を備えるものを設定する。

(2) 各締約国は、温室効果ガスの人為的な発生源による排出及び吸収源による除去に関する自国の目録に係る報告書並びに国が決定する貢献の実施及び達成における進捗状況を追跡するために必要な情報を定期的に提供する。

(3) 各締約国は、適当な場合には、気候変動の影響及び適応に関する情報を提供すべきである。

(4) 先進締約国は、開発途上締約国に提供される資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援についての情報を提供する。また、支援を提供する他の締約国は、当該情報を提供すべきである。

(5) 開発途上締約国は、資金上の支援、技術移転に関する支援及び能力の開発に関する支援であって、必要とし、及び受領したものについての情報を提供すべきである。

(6) 各締約国が(2)及び(4)の規定に基づいて提供する情報は、技術専門家による検討を受ける。各締約国は、第九条の規定に基づく努力並びに国が決定する貢献の実施及び達成に関する進捗状況についての促進的な多数国間の検討に参加する。

14 世界全体としての実施状況の検討（第十四条）

(1) この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この協定の目的及び長期的な目標の達成に向けた全体としての進捗状況を評価するためのこの協定の実施状況に関する定期的な検討（以下「世界全体としての実施状況の検討」という。）を行う。

(2) この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、最初の世界全体としての実施状況の検討を二千二十三年に行い、その後は五年ごとに行う。

(3) 世界全体としての実施状況の検討の結果については、各締約国が、この協定の関連の規定に従い自国が決定する方法によって自国の行動及び支援を更新し、及び強化するに当たり、並びに気候に関する行動のための国際協力を強化するに当たり、締約国に対し、情報が提供される。

15 実施及び遵守を促進するための制度（第十五条）

(1) この協定により、この協定の規定の実施及び遵守を促進するための制度を設立する。

(2) (1)に規定する制度は、専門家により構成され、かつ、促進的な性格を有する委員会であって、透明性があり、敵対的でなく、及び懲罰的でない方法によって機能するものから成る。

16 組織規定（第十六条から第十九条まで）

(1) 条約の最高機関である締約国会議は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす。

(2) 条約の締約国であってこの協定の締約国でないものは、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の会合の審議にオブザーバーとして参加することができる。

(3) この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、この協定の実施状況を定期的に検討するものとし、その権限の範囲内で、この協定の効果的な実施を促進するために必要な決定を行う。

(4) 条約によって設置された事務局は、この協定の事務局としての役割を果たす。

(5) 条約によって設置された科学上及び技術上の助言に関する補助機関並びに実施に関する補助機関は、それぞれこの協定の科学上及び技術上の助言に関する補助機関並びに実施に関する補助機関としての役割を果たす。

(6) 条約の締約国であってこの協定の締約国でないものは、補助機関の会合の審議にオブザーバーとして参加することができる。

(7) 条約によって設置された補助機関又は設けられた他の制度的な措置であって、この協定に規定する補助機関又は他の制度的な措置以外のものは、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の決定に基づき、この協定のためにその役割を果たす。

17 最終条項（第二十条から第二十九条まで）

署名及び批准等、効力発生、改正、附属書の採択及び改正、紛争の解決、投票権、寄託者、留保、脱退並びに正文等について規定している。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

（参　考）

1　採択　平成二十七年十二月十二日　パリにおいて採択

2　効力発生　平成二十八年十月二日現在　未発効（五十五以上の条約の締約国であって、世界全体の温室効果ガスの総排出量のうち推計で少なくとも五十五パーセントを占める温室効果ガスを排出するものが、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託した日の後三十日目の日に効力を生ずる。）

3　署名国　平成二十八年十月二日現在　百九十箇国及び欧州連合

アフガニスタン、アルバニア、アルジェリア、アンドラ、アンゴラ、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベルギー、ベリーズ、ベナン、ブータン、ボリビア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、ブラジル、ブルネイ、ブルガリア、ブルキナファソ、ブルンジ、カーボヴェルデ、カンボジア、カメルーン、カナダ、中央アフリカ、チャド、チリ、中華人民共和国、コロンビア、コモロ、コンゴ民主共和国、コンゴ共和国、クック、コスタリカ、コートジボワール、クロアチア、キューバ、キプロス、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルバドル、赤道ギニア、エリトリア、エストニア、エチオピア、フィジー、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ジョージア、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、グレナダ、グアテマラ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ハンガリー、アイスランド、インド、インドネシア、イラン、アイルランド、イスラエル、イタリア、ジャマイカ、日本国、ヨルダン、カザフスタン、ケニア、キリバス、大韓民国、クウェート、キルギス、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リベリア、リビア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルク、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、マダガスカル、マラウイ、マレーシア、モルディブ、マリ、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モルドバ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、モロッコ、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ナウル、ネパール、オランダ、ニュージーランド、ニジェール、ナイジェリア、北朝鮮（※）、ノルウェー、オマーン、パキスタン、パラオ、パレスチナ（※）、パナマ、パプアニューギニア、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、カタール、ルーマニア、ロシア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、

サモア、サンマリノ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セルビア、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、ソロモン、ソマリア、南アフリカ共和国、南スーダン、スペイン、スリランカ、スーダン、スリナム、スワジランド、スウェーデン、スイス、タジキスタン、タンザニア、タイ、東ティモール、トーゴ、トンガ、トリニダード・トバゴ、チュニジア、トルコ、トルクメニスタン、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベネズエラ、ベトナム、イエメン、ザンビア、ジンバブエ、欧州連合

（※　我が国は、国家として承認していない。）

4

締約国　平成二十八年十月二日現在　六十二箇国

アルバニア、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、バハマ、バングラデシュ、バルバドス、ベラルーシ、ベリーズ、ブラジル、ブルネイ、カメルーン、中華人民共和国、クック、ドミニカ、フィジー、ガーナ、グレナダ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、アイスランド、インド、キリバス、ラオス、マダガスカル、モルディブ、マリ、マーシャル、モーリシャス、メキシコ、ミクロネシア、モンゴル、モロッコ、ナミビア、ナウル、ニジェール、北朝鮮（※）、ノルウェー、パラオ、パレスチナ（※）、パナマ、パプアニューギニア、ペルー、セントクリストファー・ネーヴィス、セントルシア、セントビンセント、サモア、セネガル、セーシェル、シンガポール、ソロモン、ソマリア、スリランカ、スワジランド、タイ、トンガ、ツバル、ウガンダ、ウクライナ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国、バヌアツ

（※　我が国は、国家として承認していない。）